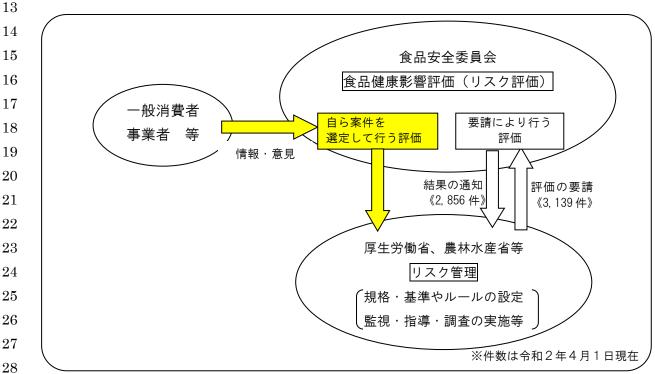
令和2年度の「自ら評価」案件の選定について(案)

令和2年6月

1 「自ら評価」について

食品安全委員会においては、厚生労働省、農林水産省等の「リスク管理機関」からの要請を受けて行う食品健康影響評価に加え、リスク管理機関からの要請がない場合でも、自らの発意により、食品健康影響評価(「自ら評価」)を実施している。

食品健康影響評価とは、食品に含まれるハザード(危害要因)の摂取(ばく露)によるヒトの健康に対するリスクを、ハザードの特性等を考慮しつつ、付随する不確実性を踏まえて、科学的に評価することであり、「リスク評価」とも呼ばれている。



この「自ら評価」案件の選定の考え方については、別紙1のとおりとされている。

令和2年度においては、本年2月の第29回企画等専門調査会において審議された令和2年度食品安全委員会運営計画(別紙2-1)において、同計画におけるスケジュール(別紙2-2)にて実施することとされている。このことを受け、以下のとおり進めることとしたい。

※ 過去の「自ら評価」に関する審議の状況については、別添の参考資料を参照

 1 2

2. 本年度の進め方(案)

3 (1)募集

- 4 以下の方々に対し、本年7月から評価対象となる案件を募集している旨通知し、提案
- 5 を受け付けることとする(受付期間1ヶ月程度)。
- 6 一般公募(別紙3)
- 7 ・ 食品安全委員会専門委員(事務局から案内)
- 8 地方公共団体食品安全担当部局(同上)
- 9 ・ 食品安全モニター(全国約400名。事務局から案内し随時募集としている)

10

- 11 また、提案いただくに当たっては、円滑な審議のため、以下の内容について記載を求め
- 12 **ることとする**。
- 13 ・ 案件候補名 (ハザード名)
- 14 ・ 案件候補とする理由
- ・ 案件候補とする根拠情報等(科学論文、書籍等。なお、インターネット上の口コミや 16 噂等科学的根拠が定かでないものについては、原則として審議の対象としない)

17

18 (2)選定

- 19 (1)により提案された内容について、別紙4に基づいて事務局において情報を整理し
- 20 た上、企画等専門調査会において選定することとし、その考え方は別紙1 (再掲)のとお
- 21 りとする。
- 22 〈 なお、本件はあくまでも食品健康影響評価の対象を選定するものではあるが、企画等専門調査会に
- 23 おける議論において、食品健康影響評価には至らなかったもののうち、案件の内容に応じて「情報収
- 24 集」「情報提供」等を実施する旨のとりまとめを行っているものもあり、今回もこれに準じて対応す
- 25 **くることとする。**

26

27 **(3)**スケジュール

28 別紙2-2のとおり(再掲)

2930

以上

別紙 1

1	企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う
2	食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
3	(平成16年6月17日食品安全委員会決定)
4	
5	最終改正:平成25年7月8日
6	
7	
8	企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、国民
9	の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高いと考
10	えられるものを食品健康影響評価対象候補(以下「案件候補」という。)として
11	選定し、食品安全委員会に報告する。
12	当該選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮
13	するものとする。
14	
15	
16	案件候補の選定基準
17	
18	
19	次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
20	
21	(1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食
22	品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。
23	
24	
25	(2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれ
26	があり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性
27	が高いと判断されること。
28	
29	
30	

1	
2	
3	令和2年度食品安全委員会運営計画
4	(令和2年3月31日食品安全委員会決定)
5	
6	第3 食品健康影響評価の実施
7	
8	3 「自ら評価」を行う案件の推進
9	(1)「自ら評価」案件の選定
10	本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら
11	行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
12	(平成16年5月27日委員会決定)及び「企画等専門調査会における食品安全
13	委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月
14	17日委員会決定)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。

令和2年度食品安全委員会運営計画 (令和2年3月31日食品安全委員会決定)別紙2

令和2年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

月	事項
令和2年6月	○ 企画等専門調査会における審議
	・「自ら評価」案件選定の進め方について
7月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施
8月~10月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
11月	○ 企画等専門調査会における審議(第1回絞込み)
11/1	
	・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ
	・「自ら評価」の案件候補について議論
令和3年1月	○ 企画等専門調査会における審議(第2回絞込み)
	・「自ら評価」の案件候補の決定
2月	○ 食品安全委員会における審議
	・「自ら評価」の案件候補について議論
	・その他の案件の取扱い(情報提供など)を決定
	○ 意見・情報の募集
3月	○ 食品安全委員会における審議
	・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

令和2年度「自ら評価」案件候補の外部募集 (ホームページによる公募) について (案)

令和2年〇月〇〇日 内閣府食品安全委員会事務局

提案募集

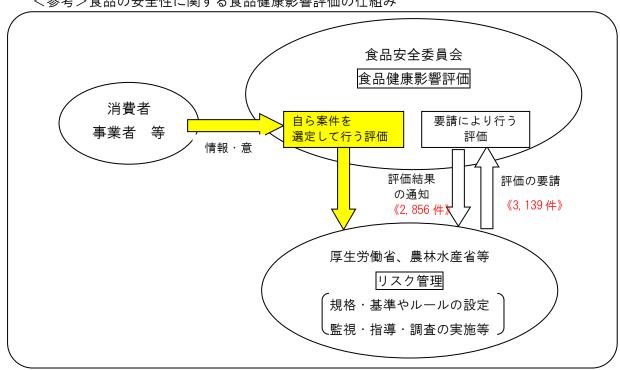
食品安全委員会が自ら行う食品の安全性に関する食品健康影響評価の 案件候補を募集します

|1. 「自ら評価」とは

食品安全委員会では、厚生労働省、農林水産省等の「リスク管理機関」からの要請 を受けて行う食品健康影響評価(※)に加え、リスク管理機関からの要請がない場合 でも、国民への影響が大きいと考えられるもの等について、自らの判断により食品健 康影響評価(「自ら評価」)を行っています。

食品安全委員会では、今年度も「自ら評価」の案件を選定するに当たり、広く皆様 から案件候補の募集を行うことといたしました。

<参考>食品の安全性に関する食品健康影響評価の仕組み



※件数は令和2年4月1日現在

(※)「食品健康影響評価」とは食品に含まれるハザード(危害要因)の摂取(ばく 露)によるヒトの健康に対するリスクを、ハザードの特性等を考慮しつつ、付随 する不確実性を踏まえて、科学的に評価することで、「リスク評価」とも呼ばれ てます。詳細は、こちらをご参照ください。

2. 「自ら評価」の案件候補の選定基準

2 「自ら評価」の案件候補については、以下に掲げる要件のいずれかに該当する必要 3 があります。また、選定に当たっては、下記に加え、国民の評価ニーズ、科学的知見 4 の充足状況も考慮します。

56

7

8

9

1

- (1)健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること
- (2)健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること

11 12

10

※「自ら評価」の選定プロセスや、過去の「自ら評価」に関する審議の状況については、別添の参考資料をご覧ください。

131415

|3. 案件候補の提案方法||【詳細は別添をご確認ください】

- 16 電子メール、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で提案してください。郵送及 17 びファクシミリは、以下の必要事項を記入の上、提出してください。電子メールは入
- 18 カフォームに従い必要事項を入力してください。電話による提案は受け付けておりま
- 19 せん。
- 20 詳しい提案方法については、別添の提案要領をご確認ください。

21

- 22 (1) 記入事項:
- 23 案件候補名 (ハザード名)、案件候補とする理由、案件候補とする情報等、 24 氏名 (法人の場合は法人名・部署名等) 等
- 25 (2)宛先:
- 26 内閣府食品安全委員会事務局情報·勧告広報課内
- 27 「『自ら評価』の案件候補の募集」募集担当 宛
- 28 (3)締め切り:
- 29 令和2年〇月〇〇日(〇)(必着)

30

- 31 〇別添資料:
- 32 提案要領

33

- 34 〇参考資料:
- 35 ・「自ら評価」の選定プロセス
- 36 ・過去の「自ら評価」に関する審議の状況
- 37 ・「自ら評価」関連法令

お問合せ先

内閣府食品安全委員会事務局

情報・勧告広報課 〇〇

TEL: 0000

- 1 別紙3 「令和2年度「自ら評価」案件の外部募集(ホームペ
- 2 一ジによる公募)について」の別添「自ら評価」の提案要領

3

4

提案方法

- 5 電子メールフォーム、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で下記の事項を記入
- 6 の上、提出してください。
- 7 ご提案の内容を確認し的確な審議を行うため、電話によるご提案は受け付けており
- 8 ませんのでご了承ください。

9

10 【記入事項】

- 11 1. 案件候補名 (ハザード名) (※必須)
- 12 2. 案件候補とする理由(※必須)
- 13 3 案件候補とする情報等(※必須)
- 14 ・科学論文や書籍など、提案する案件の健康影響に関する科学的な根拠を示して 15 いると考えられる情報を記入ください(論文の場合には、タイトル、著者、雑 16 誌名及び号数等)。
- 17 ・インターネット上に掲載されている口コミや噂など、科学的な根拠が定かでは
 18 ない情報等については、十分な審議を行えないため、審議の対象とならない場合があります。
- 20 4 氏名 (法人の場合は法人名・部署名) (※必須)
- 21 5. 職業(個人の場合のみ)
- 22 6. 連絡先 (電話番号、電子メールアドレス等) (※必須)

23

- 24 ※上記の記載がないご提案ついては十分な審議を行えないため、審議の対象とならな 25 い場合もありますので予め了承ください。
- 26 ※ご提案の参考として、別添の参考資料にこれまでの「自ら評価」に関する審議の結 27 果を記載しています。

2829

- 【宛先】
- 30 内閣府食品安全委員会事務局情報·勧告広報課内
- 31 「『自ら評価』の案件候補の募集」募集担当 宛

32

- 33 〇 電子メールの場合:食品安全委員会ホームページの下記 URL から送信可能です。 34 https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-xxxx.html
- 35 〇 ファクシミリの場合: 03-3584-7392
- 36 郵送の場合:〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階

37

38 なお、ファクシミリでお送りいただく場合には、表題を「「自ら評価」の案件候補の

募集」としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同様の朱書きをし 1 ていただきますよう、お願いいたします。 2 3 4

【締め切り】

令和2年〇月〇〇日(〇)17時(必着)

5 6 7

【提出上の注意】

- 提出していただく情報は、日本語によるものに限らせていただきます。 8
- 個人は、氏名・住所・職業・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記 9 載してください。なお、これらは、必要に応じ当方からお問合せをさせていただく 10 場合や意見・情報がどのような背景からのものかを確認させていただく場合のため 11 にお尋ねしております。 12
- 提出していただく情報につきまして個別に回答いたしかねますことを御了承願 13 います。 14
- 電子メールにより提出いただく場合、文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数 15 字、特殊文字は使用しないでください。 16

17

18 19

20

お問合せ先

内閣府食品安全委員会事務局

情報・勧告広報課 〇〇

TEL: 0000

1	食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し
2	企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
3	(平成16年5月27日食品安全委員会決定)
4	
5	最終改正:平成25年7月8日
6	
7	
8	食品安全委員会(以下「委員会」という。)が自ら行う食品健康影響評価に関
9	し企画等専門調査会に提出する資料には、以下の事項を盛り込むものとする。
10	
11	
12	1 評価要請の内容
13	(1)要請形式
14	①食の安全ダイヤル、食品安全モニター報告等を通じた要請、②委員会に対
15	する文書による要請、③外部募集、④その他(委員会事務局による独自の提
16	案を含む。)
17	
18	(2)要請内容
19	
20	
21	2 委員会事務局が収集・整理した危害要因に関する情報
22	
23	
24	3 企画等専門調査会における調査審議の参考となる情報
25	(1) 食品による健康被害発生を示唆する情報の有無(国内・海外)
26	(2) 食品による健康被害発生のおそれを示唆する情報の有無(国内・海外)
27	(3) 食品健康影響評価の実施状況(国内・海外)
28	(4) リスク管理措置(評価要請の準備を含む。)の実施状況(国内・海外)
29	(5)過去の企画等専門調査会における調査審議の状況
30	(6) 食品健康影響評価実施の技術的困難性の有無
31	

これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について

選定年度	選定案件名	,	主な措置(※1)
平成 (15年度) (※2)	「日本における牛海綿 状脳症 (BSE) 対策-中 間とりまとめ-」 【評価終了】	平成 16 年 9 月に中間とりまとめを行い、その結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	【厚生労働省】 当該中間とりまとめを受けて意見交換会を開催するとともに、平成16年10月に、我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しについて食品安全委員会に諮問。 農林水産省】 当該中間とりまとめを受けて、飼料規制の実効性確保を強化するための措置を講ずることについて食品安全委員会に諮問。
16年度	「食中毒原因微生物」に関する食品健康影評価[評価終了]	食中毒原因微生物 9 案件のうち、「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ」については、平成 21 年 6 月に評価を終了し、その評価 結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	「厚生労働省】 ・ 厚生労働科学研究「と畜・食鳥検査における疾病診断の標準化とカンピロバクター等の制御に関する研究」(平成 24 年度から3年)において、評価書で提案された諸対策を検討し、リスク管理手法としての有効性を検証。 ・ 厚生労働科学研究「食鳥肉におけるカンピロバクター汚染のリスク管理によりに関する研究」(平成 27 年度から3年計画)では、具体的なリスク管理手法の探索と構築を目的として研究を実施。

强定任库	選完案件名	<u></u>	些	
メーンな	エニドンが		1/1	/ T / V / 日日/4, 丁
				・ 消費者への生食・加熱不十分に関す
				る注意喚起、地方自治体を通じた飲食
				店等の監視指導、食品衛生分科会乳肉
				水産食品部会 食肉等の生食に関する
				調査会 における生食に関する検討
				(平成26 年8月の乳肉水産食品部会
				に報告。)等を実施。
				【農林水産省】
				・ 平成 23 年 8 月に作成した生産者、
				指導者向けの衛生管理ハンドブック
				について、新たな知見を追加した改訂
				版を公表。
				・ 汚染実態調査を継続的に実施すると
				ともに、低減対策効果を検証するため
				の調査を実施。
17年度	「我が国に輸入される	外交ルートを通じ、評価対象国1	外交ルートを通じ、評価対象国15か国に対し質問書による照会を行	[厚生労働省]
(委員会	牛肉及び牛内臓」に係る	い、回答を得た13か国(オースト	ラリア、ニュージーランド、メキジ	評価対象となった国から輸入される
決定は 19	食品健康影響評価	コ、バヌアツ、チリ、パナマ、ブラ	コ、バヌアツ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニ	牛肉及び牛内臓については、当該評価結
年度)		カラグア、ノルウェー、アルゼンラ	カラグア、ノルウェー、アルゼンチン及びホンジュラス)については、	果において「BSEプリオンに汚染されて
		平成 24 年 5 月までに評価を終了し	でに評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農	いる可能性は無視できると考えられる」
		林水産省に通知した (中国及び韓国	林水産省に通知した(中国及び韓国については、現時点で回答が得られ	と評価されていることから、これらの国
		ていない。)。		からの牛肉等については、従来のリスク
				管理措置を継続。
				【農林水産省】
				評価対象となったいずれの国につい
				ても、当該国から我が国に輸入される牛

選定年度	選定案件名	状	主な措置 (※1)
			肉等が BSE プリオンに汚染されている
			可能性は無視できると評価されている
			ことから、リスク管理措置を見直す必要
			はないものと判断。
18年度	1	選定されていない。	
19年度	「食品及び器具・容器	化学物質・汚染物質専門調査会に鉛ワーキンググループを設置し、こ	
	包装中の鉛」に関する	れまでに 10 回の調査審議を行っている。	
	食品健康影響評価	同ワーキンググループにおいては、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度	
		をハイリスクグループ(胎児、小児、妊婦、授乳する女性及び妊娠可能	
		な年齢層の女性)で4 mg/dL、ハイリスクグループを除く成人で 10	
		μg/dL に設定することとされ、平成 24 年 3 月に化学物質・汚染物質専	
		門調査会幹事会に一次報告があった。その際、今後、血中鉛濃度から摂	
		取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の	
		設定を検討することとなった。これを受け、平成31年4月に鉛ワーキ	
		ンググループを新たに設置し、食品安全確保総合調査等で収集・整理し	
		た科学的知見を活用し、審議を開始した。	
20年度	「デオキシニバレノー	デオキシニバレノールとニバレノールを併せて、平成 22 年 11 月に	○デオキシニバレノール
	ル及びニバレノール」	評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	【厚生労働省】
	に関する食品健康影響		評価結果を受けて、食品中の規格基準
	評価【評価終了】		の設定の必要性について薬事・食品衛生
			審議会食品衛生分科会食品規格部会に
			おいて審議し、小麦に対して1.0 mg/kg
			以下の基準値を設定することについて
			了承。平成30年2月、食品中の規格基
			準を設定することについて食品安全委
			員会に諮問。令和元年12月、食品安全
			委員会において評価結果をとりまとめ、
			通知。今後、薬事・食品衛生審議会食品

選定年度	選定案件名	状 况	主な措置 (※1)
			衛生分科会食品規格部会において審議
			が行われる予定。
			【農林水産省】
			・評価結果の通知前から、小麦・大麦
			における含有実態調査、低減指針の推
			進等を実施。
			・ 評価結果の通知後も、引き続き低減
			指針の普及、他の農産物も含めた含有
			実態調査等を実施。
			○一バレノーバ
			【厚生労働省】
			評価結果を受けて、食品中の規格基準
			の設定の必要性について薬事・食品衛生
			審議会食品衛生分科会食品規格部会に
			おいて審議し、現段階で基準値の設定の
			必要はないとの結論を了承。
			【農林水産省】
			・ 評価結果の通知前から、小麦・大麦
			における含有実態調査、低減指針の推
			進等を実施。
			・ 評価結果の通知後も、引き続き低減
			指針の普及、他の農産物も含めた含有
			実態調査等を実施。
111	「オクラトキシンA」	平成 26 年 1 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林	林【厚生労働省】
	に関する食品健康影響	水産省に通知した。	平成 26 年 10 月の薬事・食品衛生審議

主な措置(※1)	会食品衛生分科会食品規格部会において、小麦、大麦及びライ麦については、コーデックスに準じて基準値を設定することとされた。その後、平成 28年11月の同部会で、オクラトキシン A は偏在性が指摘されており、より正確に汚染実態を担害する観点からデータ収集を行う旨の報告が行われ、汚染実態調査等を実施中。 ・ 評価結果の通知後も、低減対策の推進と他の農産物も含めた含有実態調	 □ 厚生労働省】 □ 厚生労働省ホームページにおいて、「ヒジキ中のヒ素に関するQ&A」を公開。 ・ 輸入農産物中の汚染実能の把握(平成 25 年度~26 年度)、厚生労働科学研究「鉛及びヒ素などの食品汚染物質の実態調査ならびにその健康影響に関する研究」(平成 25 年度~27 年度)
状 況		平成 25 年 12 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。
選定案件名	評価【評価終了】	「食品中のヒ素 (有機 ヒ素、無機ヒ素)」に関 する食品健康影響評価 「評価終了】
選定年度		"

主な措置 (※1)	【農林水産省】・ 評価結果の通知前から、汚染実態調査、低減技術の開発を実施。・ 評価結果の通知後も、国内の水田土壌及びそこで生産された米に含まれると素の含有実態調査、ヒジキの製造・加工事業者等に対する低減策の指導を実施。	 「消費者庁】 ・ 評価結果の通知前(平成23年2月)に、事業者が情報開示を行う際の指針を発出。 ・ トランス脂肪酸の規制方針等が厚生労働省等で定められた場合、必要な検討を行う。 「厚生労働省】 トランス脂肪酸の摂取については、平成26年3月にとりまとめられた「日本人の食事摂取基準(2015年版)」策定検討会報告書においては、健康の保持増進の観点では、摂取基準値は設定していない。 「農林水産省】 ・ 評価結果の通知前から、関連情報収集、積取量調本等を実施し、ホームペートーム。
况		、その評価結果を消費者庁、厚生労働
米		平成 24 年 3 月 に評価を終了し、省及び農林水産省に通知した。
選定案件名		「食品に含まれるトランス脂肪酸」に係る食品健康影響評価 【評価終了】
選定年度		21年度

選定年度	選定案件名	<u>*</u>	(光	主な措置(※1)
				一ジを通じて情報提供。
				・ 評価結果の通知後、国際的動向等に
				しいてホームページを更新。
				・ 食品事業者、消費者等を対象とした
				セミナー等を実施。
11	「アルミニウム」に関	平成 29 年 12 月に評価を終了し、その	その評価結果を厚生労働省に通知	食品安全委員会で「自ら評価」に選
	する食品健康影響評価	した。		定後、平成29年3月に厚生労働大臣か
	【評価終了】			の、硫酸アルミニウムアンモニウム及
				び硫酸アルミーウムカリウムについて
				評価要請を受け、平成29年12月に評
				価結果を取りまとめ、通知。
				厚生労働省において、平成30年3月
				の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科
				会添加物部会での審議を経て、平成30
				年11月30日に食品、添加物等の規格
				基準(昭和34年厚生省告示370号)が
				一部改正され、硫酸アルミニウムアン
				モニウムと、硫酸アルミニウムカリウ
				ムの使用量について、それぞれ、アル
				ミニウムとして、菓子、生菓子及びパ
				ンにあってはその 1 kg につき 0.1g 以
				下でなければならない旨の基準を追
				加。
22年度	「加熱時に生じるアク	平成28年4月に評価を終了し、その	その評価結果を消費者庁、厚生労働	[厚生労働省]
	リルアミド」に関する	省、農林水産省及び環境省に通知した。		厚生労働省ホームページ中「加工食品
	食品健康影響評価【評			中アクリルアミドに関するQ&A」を改
	価終了】			正するなど、加工食品中のアクリルアミ
				ド摂取量の低減に向けた普及啓発を実

選定年度	選定案件名	状況		主な措置 (※1)
				施。
				【農林水産省】
				・ 事業者に対して、加工食品中のアク
				リルアミド濃度低減に向けた対策
				(「食品中のアクリルアミドを低減す
				るための指針」) の普及を行うととも
				に、指針の普及による低減効果を検証
				するため、加工食品中のアクリルアミ
				ドの含有実態を継続的に調査。
				・ 消費者に対して、家庭調理食品に由
				来するアクリルアミド摂取量の低減
				に向けた対策(「安全で健やかな食生
				活を送るために~アクリルアミドを
				減らすために家庭でできること」)の
				普及啓発を実施。
23年度		選定されていない。		
24年度	「クドア(クドア属粘	平成 27 年 11 月に「ヒラメの Kudoa septempunctata」について評	<i>tata」</i> について評	【厚生労働省】
	液胞子虫)」に関する食	価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	省に通知した。	クドアによる食中毒を防止する観点
	品健康影響評価【評価			から、以下の取組を実施。
	終了】			・ 輸入のヒラメについて、過去に食中
				毒の原因となった養殖業者や輸入時
				検査で違反となった養殖業者につい
				ては輸入の都度の検査を実施し、その
				他の養殖ヒラメについてはモニタリ
				ング検査を実施。
				・ 国産天然のヒラメについて、地方自
				治体と連携しながらクドアによる食

選近年度	選定案件名	()	主な措置(※1)
1. The state of th			中毒防止策等について普及啓発を実施。 [農林水産省] クドアによる食中毒を防止する観点から、ヒラメの養殖場等における食中毒 防止対策について平成 28 年 6 月 23 日 付けで都道府県に対して通知を発出。
25年度		選定されていない。	
26年度	「フモニシン」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成 27 年度に食品安全確保総合調査を活用し、文献等の収集・翻訳・ 分析・整理及び汚染実態データが乏しい食品等について補完的な汚染実 龍調査を実施した。 平成 29 年 9 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林 水産省に通知した。	【厚生労働省】 平成 30 年 2 月の薬事・食品衛生審議 会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、汚染実態調査の結果等を踏ま え食品について基準値を設けないこと で了承。 上蔵 30 年 8 月の農業資材審議会飼料 分科会飼料安全性部会にて審議し、平成 30 年 9 月 18 日の同分科会にて、飼料中 の基準設定を進めることについて報告。
27年度	「アレルギー物質を含	平成 29 年 10 月にアレルゲンを含む食品に関するワーキンググルー	
	む食品」に関する食品健康影響評価	プを設置し、食品安全確保総合調査で収集・整理した科学的知見を活用し、調査審議を行っているところ。	ļ
28年度		選定されていない。	
29年度		選定されていない。	1
30年度	1	選定されていない。	
令和		選定されていない。	

主な措置 (※1)	
状 況	
選定案件名	
選定年度	元年度

「主な措置」については、食品安全委員会が例年実施している「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」の結果(平成30年9月 30日までの措置状況)を基に記載。 ... **

企画等専門調査会による「自ら評価」の選定プロセスによらず、委員会自らの判断によりプリオン専門調査会において審議を進めたもの。 % %